

愛知県嚴重警戒措置に伴う対応について

愛知県嚴重警戒措置に伴う対応について、下記のとおり施設利用料金の還付の期間を延長いたします。なお、対応内容や期間については、名古屋市の感染状況等を踏まえ、変更する場合があります。

記

1 施設利用料金の還付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために施設使用の取り止めを行う場合で、施設の使用の前までに使用取消の申し出があったときは、利用料金を全額還付しますが、対象期間を下記の通り延長します。

① 対象期間

変更前：令和3年4月1日（木）から9月30日（木）までの利用分

変更後：令和3年4月1日（木）から 10月17日（日）までの利用分

② 取扱内容

上記①の対象期間内の利用について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を目的として施設の使用許可を取り消す場合で、施設の使用の前までに申し出があったときには、名古屋市生涯学習センター条例施行規則第13条第1項第1号または名古屋市女性会館条例施行規則第12条第1項第1号に基づくものとして取扱い、利用料金の**全額**を還付します。

なお、使用取消の申し出は、電話によるものでも差し支えありません。

③ 10月18日以降の利用分の取扱い

対象期間終了後の令和3年10月18日以降の利用分に係る使用取消の申し出については、通常どおり、使用日の7日前までの申し出であれば全額、それ以降の申し出の場合は半額を還付します。

2 その他

10月1日（金）利用分から、施設の利用時間は通常通り21時までとなります。